

DVD-RW 交換による御杖村公金の口座振替収納事務取扱要領の一部を改正する告示

DVD-RW 交換による御杖村公金の口座振替収納事務取扱要領(平成 10 年御杖村要領第 2 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条中「村県民税(給与所得者の特別徴収分を除く。)固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料、水道料金、し尿運搬手数料、公営住宅使用料、駐車場使用料、保育料、大学入学資金貸付償還金及び配食サービス利用料」を「この取扱いの対象種目は、納税等口座振替納付実施要綱(平成 10 年御杖村要綱第 2 号)第 2 条各号に規定する村税等」に改める。

第 5 条中「前項(2)」を「前条第 2 号」に、「あて」を「あてに」に改める。

第 6 条中「杖村指定金融機関」の次に「又は出納取扱金融機関」を加え、「あて」を「あてに」に改める。

第 7 条中「要領」を「告示」に改める。

附 則

この告示は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。